

山梨県公報

第二千七百十五号

平成二十九年

七月二十四日

月 曜 日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年七月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 申請のあった年月日 平成二十九年七月十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人日本上流文化圏研究所
 - 代表者の氏名 大倉はるみ
 - 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡早川町葉袋四百三十番地
 - 定款に記載された目的 この法人は、山梨県早川町を起点に、河川上流域が持つ様々な資源の再評価、上流域が抱える課題に対する調査研究や政策提言、また上流域の活性化を目指す住民活動への支援やその担い手の育成、さらには上流域を支える社会全体の環境づくりなどの事業を通して、命の源である「水」を生み出し続けてきた上流域の存在意義を確立するとともに、河川上流域と下流域が共生する持続可能な社会を構築し、まちづくり、環境保全に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十九年七月十四日から同年八月十四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年七月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 申請のあった年月日 平成二十九年七月十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人街づくり文化フォーラム
 - 代表者の氏名 丹沢良二
 - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市

目 次

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………五四九
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………五四九
- 国土調査の成果の認証(二件)……………五五〇
- そ の 他
- 一般競争入札について(二件)……………五五〇

告 示

山梨県告示第二百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十九年七月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大月市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大月市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。

- 4 定款に記載された目的 この法人は、美しく健康で文化的な街づくりを推進する事業に関して、協力、助言、支援、企画、実行等に関与し、街づくりを通して、人間と自然、動物との豊かな共生の創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年七月十八日から同年八月十八日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年七月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 調査を行った者の名称 南アルプス市
- 二 調査を行った時期 平成十八年五月二十九日から平成二十八年三月二十三日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南アルプス市芦安安通の一部
- 五 認証年月日 平成二十九年七月十四日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年七月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 調査を行った者の名称 南アルプス市
- 二 調査を行った時期 平成二十年五月八日から平成二十八年三月二十三日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南アルプス市芦安倉及び芦安安通の各一部
- 五 認証年月日 平成二十九年七月十四日

その他

● 山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十九年七月二十四日

富士山有料道路管理事務所長 望 月 修

- 一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 富士山有料道路舗装補修工事一工区
 - 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山山地内
 - 3 工事概要 切削オーバーレイ工（車道） L〓九百二十メートル W〓七・五〓八・三メートル A〓七千二百三十平方メートル 区画線設置工 一式
 - 4 工期 平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十七日まで
 - 5 予定価格 三千七百三十四万六千四百円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十九年七月三十一日（月）から同年八月四日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。（URL）<http://subaruline.jp/>

● 山梨県道路公社公告第五号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十九年七月二十四日

富士山有料道路管理事務所長 望 月 修

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 工事名 富士山有料道路舗装補修工事二工区
 - 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山山地内
 - 3 工事概要 切削オーバーレイ工（車道） L〓五百四十メートル W〓七・四〓八・二メートル A〓四千二百二十平方メートル 区画線設置工 一式
 - 4 工期 平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十七日まで
 - 5 予定価格 二千三百五十万八千八百円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十九年七月三十一日（月）から同年八月四日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。（URL）<http://subaruline.jp/>